

高第572号
令和3年7月20日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「夏の感染リスクに十分な警戒を」について

本県では、「まん延防止等重点措置」区域の指定解除後も、第4波の終息と夏に向けたリバウンド阻止のため、途切れることなく、新型コロナウイルス対策に取り組んでまいりました。

現在、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率ともにステージⅡ以下の水準を約1か月維持できていますが、徐々に増加しています。また、高齢者へのワクチン接種が進む一方で、40～50歳代の感染割合が増加しています。

こうした中、いよいよ、人流が活発化する本格的な「夏」が到来します。昨年度の第2波でも、夏休みとともに感染者が急増しました。

加えて、感染力が非常に強いデルタ株への置き換わりが世界規模で進みつつあります。我が国でも、特に首都圏においてデルタ株が増加し、第5波の到来との指摘もあります。また、依然、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした更なる人流拡大も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部では、別添のとおり「夏の感染リスクに十分な警戒を」が示されたところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

記

1 夏対策の実施

<夏のリスク回避>

○帰省については、これに伴う感染拡大を阻止するため、慎重に判断
(特に感染拡大地域からの帰省は自粛)

○親戚同士の集まりや同窓会など普段会わない人との会合・飲食の自粛

○感染拡大地域への旅行・レジャーは自粛、バーベキューは同居家族で

<オリンピック(7/23～8/8)・パラリンピック対策(8/24～9/5)>

○自宅や飲食店等での飲酒・飲食を伴う大人数のテレビ観戦の自粛

2 基本的な感染防止対策の徹底の継続

引き続き、マスク、手指衛生、密回避、体調管理のほか、慎重な外出・移動、飲食時の感染リスクの徹底回避など感染防止対策の徹底の継続をお願いします。

3 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の継続

施設に感染を持ち込まないため、すべての関係職員等、利用者に対する水際対策の継続をお願いします。

4 ワクチン接種完了後の感染防止対策の継続徹底

ワクチンを接種した場合でも、決して油断せず、職員、利用者、施設での感染防止対策の継続をお願いします。

[添付資料]

- ・「夏の感染リスクに十分な警戒を」（令和3年7月20日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		